

新年を迎えるにあたって

兵庫県生活文化部環境局長 安部 栄治

新年、明けましておめでとうございます。旧年中は、会員の皆様方には推進協議会の運営及びフロン回収・処理事業に、ご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

阪神・淡路大震災から早2年が経過し、ようやく復興の姿が整いつつありますが、仮設住宅等でご苦労されておられる方々もまだ多く、1日も早い復興を念願する次第です。

さて、近年、オゾン層破壊、地球温暖化、酸性雨、熱帯雨林減少、生物多様性の喪失、廃棄物問題等、地球規模の環境問題が深刻さを増しておりますが、これらは資源・エネルギー大量消費が始まって以来の人類の「負の遺産」というべきもので、人類が自然環境との共存を考えず一方的に汚染物質の排出を続けた必然の結果であります。

これ以上の悪化は人類の生存を脅かすもので、根源的に社会システムのあり方やライフスタイルの見直し等、今大きな変革が求められています。

とりわけオゾン層の破壊は皮膚ガン等の増加のみならず、農林水産資源に多大な影響を与え、地球温暖化、異常気象の多発化と相まって食糧危機発生の可能性等、最も深刻な問題を引き起こすおそれがあります。

全世界的にはモントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の削減、全廃が行われており、一部のフロンでは大気中濃度の増加が止まる等の効果がみられるものの、南極オゾンホールは拡大は止まる気配がみられず、オゾン層の破壊は年々深刻さを増しています。

兵庫県では昨年7月1日から「環境の保全と創造に関する条例」に基づくフロン放出禁止規制をスタートし、それを受けて推進協議会でも、条例説明会、回収技術講習会、回収フロン処理システム事業、回収装置リース事業等、回収事業者の方々への支援事業、普及啓発事業等を実施してこられました。

本年は、推進協議会において、フロン回収・処理費用の低減化を中心に、支援事業及び普及啓発をさらに進める予定とされておられますので、こうした貴推進協議会の先駆的な取り組みがなお一層推進されるとともに、推進協議会会員のご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

回収フロン処理費用改定（大幅引下げ）！

～ 回収フロンの破壊処理を県下で実施～

推進協議会では、会員の皆様から処理依頼を受けた回収フロンを、千葉県市川市にあるプラズマ法破壊実験施設に搬入して破壊処理してきましたが、県下事業所において、ロータリーキルン法によるフロン破壊処理試験が本年早々にも実施される見通しとなったため、今後は、回収フロンの破壊処理を同所で行うこととします。

このことにより、千葉県での破壊処理を前提とする従来の回収フロン処理費用を全面的に見直し、以

下のとおり費用改定（大幅引下げ）を行いました。

回収フロン処理費用改定一覧表

容器の種類	処理費用（改訂前）	処理費用（改訂後）
10kgボンベ	18,000円 （回収フロン10kg充填の場合）	1本につき 9,500円
20kgボンベ	27,000円 （回収フロン20kg充填の場合）	1本につき 11,000円
25kgペール缶	27,500円 （回収フロン25kg充填の場合）	1本につき 7,500円
50kgドラム缶	53,000円 （回収フロン50kg充填の場合）	1本につき 17,000円
100kgドラム缶	93,000円 （回収フロン100kg充填の場合）	1本につき 19,500円

表中の金額に消費税は含まない。

今後処理依頼のあった回収フロンについては、全て新しい処理費用が適用されます。また、処理規程の改正前に、既に処理依頼のあったもののうち、現在回収フロン管理センターにて保管中のものにつきましても、県内で破壊することとしますので、新しい処理費用を適用します。

また、今回の処理費用改定に伴い、「回収フロン処理規程」の一部改正を行いましたので、改正後の処理規程全文を改めてここに掲載させていただきます。

回収フロン処理規程

平成8年3月28日制定
平成8年8月22日改正
平成8年11月26日改正

（適用範囲）

第1条 この規程は、兵庫県フロン回収・処理推進協議会規約の第3条(4)の規定に基づき、兵庫県フロン回収・処理推進協議会（以下「推進協議会」という。）が行う回収フロン処理事業について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 回収フロンの適法かつ効率的な処理を図ることにより、回収フロンの大気への放出を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 本規程において使用する用語は、次のように定める。

(1)回収事業者 推進協議会の会員であってフロンを使用する機器からフロンの回収を行う事業者をいう。

(2)回収フロン 回収事業者により容器に回収されたフロンをいう。

(3)回収フロンの処理 回収フロンの収集、保管、搬送、破壊をいう。

(4)指定収集事業者 高圧ガス協同組合（以下「協同組合」という）の組合員であって、協同組合が県下をブロック別に指定した事業者をいう。

(5)回収フロン管理センター 協同組合が管理する高圧ガス容器管理センターにおいて回収フロンを保管する場所をいう。

(6)容器 高圧ガス取締法容器保安規則で定める容器等をいう。

(対象フロン)

第4条 本規程において対象とする回収フロンは、環境の保全と創造に関する条例第144条に定める特定物質(フロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115)及びフロン22とする。

(事業)

第5条 本規程において第2条の目的を達成するため、次により回収フロンの処理事業を行う。

(1)推進協議会は、回収フロンの収集・保管・搬送及び容器の管理に係る次の作業を協同組合に依頼する。

1. 回収事業者は、回収フロンを処理しようとするときは、指定収集事業者に連絡する。

処理委託最小量は10・とし、容器は10・ボンベ、20・ボンベ、25・ペール缶、50・ドラム缶又は100・ドラム缶とする。

2. 指定収集事業者は、回収事業者から回収フロンを収集し、回収フロン管理センターに搬入する。

3. 協同組合は、指定収集事業者が搬入した回収フロンを回収フロン管理センターにおいて適切に保管する。

4. 協同組合は、回収フロンを専門の運送事業者に依頼して、推進協議会があらかじめ指定した回収フロン破壊事業所に搬送する。

5. 協同組合は、回収フロンの破壊が終了し、空になった容器を指定収集事業者を通じて回収事業者に戻す。

(2)推進協議会は、回収フロンの破壊にかかる作業を、あらかじめ指定した回収フロン破壊事業所に依頼する。

(事前協議)

第6条 回収フロンの処理のため推進協議会では次の事項について事前協議するものとする。

(1)推進協議会は、回収フロンの収集・保管・搬送及び容器の管理にかかる方法、費用、その他必要事項についてあらかじめ協議するものとする。

(2)推進協議会は、回収フロン破壊事業所と回収フロンの破壊にかかる方法、費用、その他必要事項についてあらかじめ協議するものとする。

(費用)

第7条 回収フロンの処理にかかる費用は、次のとおりとする。

(1)回収事業者は、推進協議会に対し、依頼した回収フロン容器の本数に応じ、別表に定める費用を支払うものとする。

(2)推進協議会は、(1)で得た収入のうちから、協同組合に対し、回収フロンの収集・保管・搬送及び容器の管理を依頼した回収フロン容器の本数に応じ、前条(1)の協議に基づいて所要の費用を支払うものとする。

(3)推進協議会は、(1)で得た収入のうちから、回収フロン破壊事業所に対し、回収フロンの破壊を依頼した回収フロンの量に応じ、前条(1)の協議に基づいて所要の費用を支払うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会の議決のあった日(平成8年3月28日)から施行する。
- 2 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 この規程の運営上の細目については、別に定める「回収フロン処理運用マニュアル」による。

附 則

(施行期日) 1 この規程は、理事会の議決のあった日(平成8年8月22日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、理事会の議決のあった日(平成8年11月26日)から施行する。

(費用に関する規定の適用)

- 2 第7条並びに別表に規定する改正後の回収フロン処理費用について、千葉県市川市に

あるプラズマ法破壊実験施設において破壊する回収フロンについては、これを適用せず、改正前の規定を適用する。

推進協議会この1年

平成8年1月25日	「環境・ひと・くらしのフォーラム」開催 (尼崎市)
平成8年2月下旬	平成7年度第3回カーエアコン対策、業務用低温機器対策、 電気冷蔵庫対策委員会を順次開催
平成8年3月12日	平成7年度第2回企画委員会開催
平成8年3月28日	平成7年度第3回理事会開催
平成8年4月 1日～	有償による回収フロン処理システム事業を開始
平成8年5月20日	平成8年度第1回理事会開催 「啓発ステッカー」作成
平成8年6月13日	平成8年度第1回企画委員会開催
平成8年6月20日	平成8年度通常総会開催
平成8年6月28日～	フロン放出禁止規制にかかる条例説明会を県内3カ所(神 戸、姫路、尼崎)で開催、併せてフロン回収技術講習会を実 施
<平成8年7月 1日	「環境の保全と創造に関する条例」に基づくフロン放出禁止 規制が施行>
<平成8年7月	オゾン層保護対策推進月間>
平成8年7月17日～	ひょうご・食の復興フェア」(神戸市)に出展
平成8年8月 1日～	フロン回収装置リース事業開始
平成8年8月 2日	被災地域のフロン回収に対し、環境事業団による地球環境基 金の助成が決定
平成8年8月	平成8年度第2回理事会(書面表決)実施
平成8年9月16日	「オゾン層保護国際シンポジウム」 (大阪市)に出展 推進協議会にストップ・フロン賞が贈られる
平成8年10月18日～	イズミヤ西神戸店「環境・人にやさしいライフスタイル

展」・環境問題懇談会に参加

平成8年10月26日～ 「ひょうごエコフェスティバル'96」に参加、フロン回収を
実演

平成8年11月下旬 平成8年度第1回カーエアコン対策、業務用低温機器対策、
電気冷蔵庫対策委員会及び第2回企画委員会を順次開催

平成8年12月 平成8年度第3回理事会（書面表決）実施

受託してフロン回収を行う「フロン回収事業者名簿」発行

オゾン層保護の必要性が多くの方々に理解されてきたことを裏づけるように、最近、推進協議会事務局あてに、「空調機器を廃棄したいのだが、フロン回収をどこに依頼すればよいのか？」といったお問い合わせをしばしばいただくようになりました。

そこで、推進協議会では、このたび、受託してフロン回収作業を行う会員事業者の方々を一覧表にした「兵庫県フロン回収事業者名簿」第1版を発行しましたので、一般消費者の方等からの問い合わせなどにご活用いただきますようお願いいたします。また、フロン回収を行っておられる会員事業者の方で、この名簿への新たな登載をご希望されます場合は、名簿の各項目及び保有されている回収装置の概要等を事務局までご連絡ください、次回改訂時に登載させていただきます。

推進協議会がストップ・フロン賞を受賞！

～ オゾン層保護国際シンポジウム開催～

ストップ・フロン全国連絡会では、オゾン層保護に貢献のあった個人・団体に対し、毎年「ストップ・フロン賞」の表彰を行っていますが、昨年、推進協議会がこの賞を受賞し、9月16日に大阪国際交流センター（大阪市天王寺区）で開催されたオゾン層保護国際シンポジウム「太陽がいっぱいは危険がいっぱい!？」において表彰を受けました。

阪神・淡路大震災の中、多くのボランティアの方々等のご協力のもとに、被災建物の解体に伴うフロン回収を実施し、大きな成果をあげたことや、全国初のフロン放出禁止規制を定めた兵庫県条例の施行を受け、県下の回収フロンの収集・保管・破壊処理にかかる貫したシステムを構築したことなどが高く評価されたことが今回の受賞につながったもので、これもひとえに会員の皆様をはじめ多くの方々のご理解とご協力の賜物と、厚くお礼申し上げます。

ところで、オゾン層保護国際シンポジウムは、モントリオール議定書が採択された日を記念して国際連合が制定した国際オゾンデー（9月16日）を記念して、ストップ・フロン全国連絡会などが主催し、推進協議会をはじめ、国や自治体、報道機関など多くの団体の後援により開催されたもので、第1部ではオゾン層保護ソング「オゾンそうってなんだろう？」や「はれのひソング」の合唱、怪獣「ゴジラ」やタレントも出演した創作劇など、大人から子供まで、楽しみながら紫外線から身を守る方法を学べる内容で、第2部では石弘之氏（東大教授）の記念講演、ピーター・アッシャー氏（国連環境計画）やシンディー・ニューバーグ氏（アメリカ環境保護局）の基調講演、産業界やNGOを交えたパネルディスカッションなどが行われたほか、NGO大阪宣言が発表されるなど、約1,000人の参加者で会場は大盛況でした。

また、シンポジウム会場では、展示ブースも設けられ、推進協議会をはじめ、産業界やNGOが多数出展しました。

推進協議会ブースでは、フロン放出禁止規制条例集や推進協議会作成の各種パンフレット、広報紙、啓発ステッカーなどを配布しましたが、用意した部数では全てのご希望にお応えしきれなくなるなど、来場者や他の出展者など、多くの方々の高い関心を集めていました。

ひょうごエコフェスティバル'96に出展しました ～ フロン回収を実演 ～

昨年10月26日、27日に県立明石西公園で「ひょうごエコフェスティバル'96」が開催され、前年度に引き続き推進協議会が出展しました。

「ふれあいの祭典」全県環境イベント「さわやか環境まつり」と一体的に開催され、また、同時に開催された「ふれあいの祭典 - ひょうごふれあいフェスティバル'96 - 」会場の県立明石公園とシャトルバスで結ばれたこともあり、多くの来場者の方々に会場は終日にぎわいました。

推進協議会では、各種パンフレット類や啓発ステッカーの配布、パネル展示を行ったほか、今回も廃冷蔵庫からのフロン回収実演を行いました。普段あまり目にすることがないフロン回収作業が間近に見られるとあって、関係事業者や一般の来場者等、多くの人々が足を止めて実演に見入っていました。

来場された方々は、環境保全団体、産業界や行政団体による多くの展示ブースや、動物愛護フェア、模擬店、ガレージセールなどを楽しみながら、環境への認識を深めていました。

「環境・人にやさしいライフスタイル展」に参加

流通業界大手のイズミヤ（株）と兵庫県消費者団体連絡協議会の共催による「環境・人にやさしいライフスタイル展」が昨年10月18日から20日までの3日間、神戸市西区のイズミヤ西神戸店で開催され、このイベントに推進協議会も参加しました。

このイベントは、イズミヤ（株）が環境問題への取り組みの一環として平成4年から行っているもので、松原店（大阪府松原市）を皮切りに、今回の西神戸店で14回目となり、毎回、地球環境問題を消費者の方々と共に学ぶための展示や、消費者、行政、メーカー、学識経験者と流通の5者でパートナーシップを組んで地球環境問題に取り組むための環境問題懇談会などが催されています。

推進協議会では、展示ブースで、一般の消費者の多くの方々にオゾン層保護、フロン回収・処理の必要性を訴えるとともに、懇談会に長本政子理事が出席して推進協議会の環境問題への取り組みを報告し、他の参加者の方々と活発な意見交換を行いました。

被災地におけるフロン回収事業

～ 本年2月末まで実施 ～

推進協議会では、昨年度に引き続き、阪神・淡路大震災により被災を受けられた建物の解体等に伴い、廃棄される電気冷蔵庫、業務用冷凍空調機器等からのフロン回収（無償）を実施しております。

昨年度は震災の混乱の中、多くのボランティアの方々の御協力と、兵庫県、環境事業団からの財政的支援による「フロン回収チーム」の活動により、廃棄冷蔵庫、業務用冷凍空調機器等からのフロン回収に大きな成果を収めることができました。

今年度につきましても、被災建物の公費解体が1年延長になったことを受け、規模を縮小して「フロン回収チーム」を継続し、フロン回収を実施してまいりました。

「フロン回収チーム」につきましては、平成9年2月末まで活動し、被災地からのフロン回収を実施いたします。

被災地からのフロン回収につき、該当される場合には推進協議会事務局までご連絡ください！

平成9年2月末まで、無償でフロン回収を行います。

今年度の回収実績（平成8年12月18日までに「フロン回収チーム」が回収した量）

フロン11	フロン12	フロン502	フロン22	合計
1317kg	40kg	26.5kg	737.5kg	2,121kg

本事業は環境事業団の助成を受けて実施しています

推進協議会が実施している「被災地からのフロン回収」事業は、環境事業団の「地球環境基金」の助成を受けています。

地球観測衛星「みどり」の打ち上げ成功！ ～成層圏オゾン濃度の高度別分布データ取得が可能に～

宇宙開発事業団は昨年8月17日に地球観測衛星「ADEOS」の打ち上げに成功しました。この衛星は打ち上げ後「みどり」と命名され、11月中旬から地球環境観測が開始されています。

「みどり」は、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、異常気象の発生等に関連した全地球規模の観測データを取得し、国際協力による地球環境監視に活用するとともに、次世代地球観測衛星技術の開発を目的とするもので、環境庁が開発した2つのセンサー（ILAS、RIS）他6つのセンサーを搭載した世界最大級の地球観測衛星です。

「みどり」は平成8年11月から定常運用を開始しており、今後3年間観測が行われます。観測は、ILASにより高緯度地方を中心に1日14地点で、高度10kmから60kmの範囲のオゾン及びオゾン層破壊関連物質の高度別濃度分布のデータが取得されます。

なお、観測された一部のデータはインターネットにより公表されています。
（ホームページ・国立環境研究所：<http://www.nies.go.jp>）

モントリオール議定書第8回締約国会議 （コスタリカ）の結果速報について！

「オゾン層の保護のためのウィーン条約第4回締約国会議」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第8回締約国会合」が昨年11月19日～27日、南米コスタリカで開催されました。

主な決定事項は次のとおりです。

(1) CFCのエッセンシャルユース（生産全廃後も必要不可欠な用途として例外的に生産が認められているもの）として、試験研究・分析用途が1998年まで、喘息等の吸入薬用として1999年まで一定の生産量が認められた。

(2) 臭化メチルの不可欠農業用途の適用について、さらに検討し、次回の会合で討議する。

なお、次回の第9回締約国会合はモントリオールで、第10回締約国会合はエジプトで開催される予定です。

フロン回収啓発リーフレットを作成しました ～フロン回収とわたしたち - オゾン層の保護に向けて地域から - ～

推進協議会では、オゾン層保護及びフロン回収の必要性について多くの皆様方にご理解いただくため、「フロン回収を進めましょう - オゾン層の保護に向けて地域から - 」と題したリーフレットを配布してきたところですが、その後も一層深刻化するオゾン層破壊、また、兵庫県におけるフロン放出禁止規制に係る条例の制定等の状況に鑑み、このたび、このリーフレットを全面的に見直し、新たに「フロン回収とわたしたち - オゾン層の保護に向けて地域から - 」を作成しました。

地球観測衛星「みどり」がとらえた南極オゾンホールの写真、兵庫県における大気中のCFC濃度の観測結果、兵庫県条例によるフロン放出禁止規制の体系図、また、フロンの大気中への放出を防ぐための役割分担など、図表や写真を多く取り入れ、視覚的にも見やすいものとなっています。

このリーフレットは、会員の皆様にお配りするほか、環境関連イベントなどにおいて多くの方々に配布することにより、オゾン層保護のための取り組みの必要性や役割分担など、幅広い層の方々にご理解とご協力を求めていきたいと考えています。

事務局だより

新年明けましておめでとうございます。

昨年は「環境の保全と創造に関する条例」に基づくフロン放出禁止規制の施行を受け、推進協議会としても多くの事業に取り組み、多忙な一年でしたが、会員の皆様方のご協力のもと、スタートしたばかりの回収フロン処理システム事業やフロン回収装置リース事業もようやく軌道に乗るなど、本県におけるフロン回収・処理システムが本格的に動き出した意義深い一年だったと思います。

推進協議会では、本年も、オゾン層保護への気運をさらに高め、フロン回収・処理のより一層の推進を図るため、回収フロン処理費用の大幅な低減化を行う 本紙2頁以降参照 など、様々な事業を展開していきたいと考えております。

これらの事業が大きな成果を収めるためには、これまで以上に、県民・事業者・行政が一体となった活動を進める必要がありますので、今後とも、会員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

兵庫県フロン回収・処理推進協議会事務局

〒650 神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県生活文化部環境局大気課内)
TEL (078) 362-3284 FAX (078) 362-3966